「チフルザミド」、「ピリダリル」、「ブプロフェジン」、「フルオピラム」、「プロチオコナゾール」及び「オキソリニック酸」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基 づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回 目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験デー タは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品 衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討す ることとしている。

- 1. チフルザミド(農薬)
- 2. ピリダリル(農薬)
- 3. ブプロフェジン(農薬)
- 4. フルオピラム(農薬)
- 5. プロチオコナゾール(農薬)
- 6. オキソリニック酸(農薬及び動物用医薬品)

# チフルザミド

- 1. 今回の諮問の経緯
  - ・平成30年6月6日、農林水産省からの畜産物への基準値設定の要請を受理
- 2. 評価依頼物質の概要

名称	チフルザミド(Thifluzamide)
構造式	$F_3C \xrightarrow{C-NH} O Br \longrightarrow OCF_3$ $N \searrow S Br \longrightarrow CH_3$
用途	殺菌剤
作用機構	酸アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内のコハク酸脱水素酵素を 阻害することにより、殺菌効果を示すと考えられている。
日本における	農薬登録がなされている。
登録状況	適用作物:稲、ばれいしょ等
	使用方法: 散布等
国際機関、	JMPR 毒性評価なし
海外での	国際基準 基準なし
状況	諸外国米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会 での評価等	【1】平成22年 8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月 1日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】平成27年 8月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
	平成28年 1月26日 食品健康影響評価結果 受理
	ADI = 0.014 mg/kg 体重/日
	ARfD = 0.25 mg/kg 体重

## ピリダリル

- 1. 今回の諮問の経緯
  - ・平成 29 年7月 14 日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定の要請を受理
  - ・平成30年7月23日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定の要請及び魚介類への基準値設定の要請を受理
- 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリダリル(P)	yridalyl)
構造式	F <sub>3</sub> C	CIOCICI
 用途	<u></u> 殺虫剤	Cl
作用機構		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
ו אמן נורדו		い体内に取り込まれ、細胞毒として作用するものと考えら
	れている。	
日本における	農薬登録がな	なされている。
登録状況	適用作物:キ	ャベツ、はくさい等
	今回、とうがん	ん、ごぼう等への適用拡大申請
	使用方法:散布等	
国際機関、	JMPR	毒性評価なし
海外での	国際基準	基準なし
状況		米国:あぶらな科野菜、果菜類等
	諸外国	EU:キャベツ、きゅうり等
		カナダ、豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会	= =	年10月29日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
での評価等		年 1月15日 食品健康影響評価結果 受理
		年 3月15日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		年 7月28日 食品健康影響評価結果 受理
		年 7月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		年10月11日 食品健康影響評価結果 受理
		年 3月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 年 3月18日 食品健康影響評価結果 受理
		年 8月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		年 7月 7日 食品健康影響評価結果 受理
		年 7月18日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
		年11月12日 食品健康影響評価結果 受理
		年 7月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
	平成29年	年 1月17日 食品健康影響評価結果 受理
		ADI = 0.028 mg/kg 体重/日
		ARfD = 設定する必要なし

# ブプロフェジン

- 1. 今回の諮問の経緯
  - ・平成30年7月23日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定要請を受理
- 2. 評価依頼物質の概要

2. 計圖放积的			
名称	ブプロフェジ	ン(Buprofezin)	
構造式	$ \begin{array}{c c} O & CH(CH_3)_2 \\ \hline N & NC(CH_3)_3 \end{array} $		
用途	殺虫剤		
作用機構	チアジアジン	·環を有する殺虫剤である。主にカメムシ目昆虫の幼虫に	
	脱皮異常を	もたらし、また成虫では産下卵の不孵化をもたらすことによ	
	り、殺虫効果	を示すと考えられている。	
日本における	農薬登録が	なされている。	
登録状況	適用作物:和	鼠、みかん等	
	今回、麦類、	らっきょう等への適用拡大申請	
	使用方法:散	<b>大布等</b>	
国際機関、海外での	JMPR	ADI = 0.009 mg/kg 体重/日(2008 年) ARfD = 0.5 mg/kg 体重(2008 年)	
状況	国際基準	りんご、茶等	
	諸外国	米国:米、バナナ等 カナダ:いちご、ぶどう等 EU:小麦、米等 豪州:セロリ、レタス等 ニュージーランド:ぶどう、もも等	
食品安全委員会		年8月21日厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
での評価等		年5月15日 食品健康影響評価結果 受理	
		年5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年12月10日 食品健康影響評価結果 受理	
	【3】 平成28年 5月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼		
	<del>半</del> 队28	年12月13日 食品健康影響評価結果 受理	
		ADI = 0.009 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.5 mg/kg 体重	
		AIND - 0.0 IIIg/ kg 序主	

### フルオピラム

- 1. 今回の諮問の経緯
  - ・平成30年3月28日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定要請を受理
  - ・平成31年1月18日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理
- 2. 評価依頼物質の概要

2. 計劃批制的	り只りが又	
名称	フルオピラム	(Fluopyram)
構造式		CF <sub>3</sub> O CF <sub>3</sub>
用途	殺菌剤、殺絲	泉虫剤
作用機構	*	ルアミド系の殺菌剤及び殺線虫剤である。ミトコンドリアの を阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。
日本における 登録状況	適用作物:り	なされている。 んご、たまねぎ等 よへの適用拡大申請 な布等
国際機関、海外での	JMPR	ADI = 0.01 mg/kg 体重/日(2010 年) ARfD = 0.5 mg/kg 体重(2010 年)
状況	国際基準	キャベツ、ばれいしょ等
	諸外国	米国:はくさい、こまつな等 カナダ:はくさい、こまつな等 EU:こまつな、さつまいも等 豪州:おうとう、バナナ等 ニュージーランド:にんじん、ぶどう等 インポートトレランス要請:はくさい、こまつな等(米国及び EU)
食品安全委員会 での評価等	平成24 【2】平成27 平成27 【3】平成28	年 6月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼年10月 1日 食品健康影響評価結果 受理年 1月 8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼年 9月 8日 食品健康影響評価結果 受理年 5月10日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼年 7月12日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.012 mg/kg 体重/日 ARfD = 0.5 mg/kg 体重

# プロチオコナゾール

- 1. 今回の諮問の経緯
  - ・平成31年1月30日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成29年12月26日付け生食発1226第5号)に基づくインポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理
- 2. 評価依頼物質の概要

名称	プロチオコナ	·ゾール(Prothioconazole)	
構造式	CI OH CI		
用途	殺菌剤		
作用機構		チオン構造を有する殺菌剤である。脂質生合成経路を阻害 り、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における 登録状況	農薬登録されていない。		
	使用方法:散	<b>大布等</b>	
国際機関、 海外での	JMPR	ADI = 0.05 mg/kg 体重/日(2008 年) ARfD = 0.8 mg/kg 体重(2008 年)	
状況	国際基準	小麦、大豆等	
	諸外国	米国:小麦、綿実等 カナダ:小麦、落花生等 EU:小麦、綿実等 豪州:穀類、なたね等 ニュージーランド:大麦及び穀類(大麦除く) インポートトレランス要請:綿実(米国)	
食品安全委員会	【1】平成20	年 6月 2日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
での評価等	平成21	年 7月23日 食品健康影響評価結果 受理	
		年 6月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼	
		年 8月 5日 食品健康影響評価結果 受理	
		年 6月23日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 年12月22日 食品健康影響評価結果 受理	
	十八2/	年12月22日 良品健康影音評価結果 安理 ADI = 0.011 mg/kg 体重/日	
	ARfD =	-1 mg/kg 体重(一般の集団)、0.02 mg/kg 体重(妊婦又は	
		妊娠している可能性のある女性)	

## オキソリニック酸

- 1. 今回の諮問の経緯
  - ・平成26年1月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理
  - ・平成30年9月18日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う 基準値設定の要請を受理
- 2. 評価依頼物質の概要

2. 叶圆似积1	
名称	オキソリニック酸(Oxolinic Acid)
構造式	O COOH
	CH <sub>3</sub>
用途	殺菌剤
作用機構	キノリン骨格を有する殺菌剤である。DNAジャイレースのサブユニットA
	と結合してDNAジャイレースを不活化させ、DNAの複製を阻害すること
	により菌を死滅させると考えられている。
日本における登録状況	【農薬】 農薬登録がなされている。 適用作物:稲、たまねぎ等 今回、未成熟とうもろこし、茶等の適用拡大申請 使用方法:散布等
	【動物用医薬品】
	承認されている。
	対象動物:牛、豚等
	使用方法:経口投与等
国際機関、	JMPR 毒性評価なし
海外での	JECFA 毒性評価なし
状況	国際基準 基準なし
	BU:牛、豚等 諸外国 米国、カナダ、豪州、ニュージーランド:基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成18年 9月 4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年12月25日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年 7月24日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】平成22年 9月 9日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年 6月30日 食品健康影響評価結果 受理
	【3】平成25年 8月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼
	平成25年11月11日 食品健康影響評価結果 受理
	ADI = 0.021 mg/kg 体重/日

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

#### ○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

#### 【チフルザミド】

- \*家畜代謝試験
- \*家畜残留試験

#### 【ピリダリル】

- •作物残留試験
- \*家畜代謝試験
- \*家畜残留試験

#### 【ブプロフェジン】

- •作物残留試験
- \*家畜代謝試験
- \*家畜残留試験
- •吸入毒性試験

### 【フルオピラム】

- •作物残留試験
- •土壤残留試験
- •後作物残留試験

#### 【プロチオコナゾール】

- •作物残留試験
- •小核試験
- •AMES 試験
- •動物代謝試験
- •家畜代謝試験
- \*家畜残留試験

#### 【オキソリニック酸】

•作物残留試験